

■ 新南陽総合支所の整備に関する基本的な方針について

1 新南陽総合支所の整備方針

(1) 基本方針

現行の所管区域、機能及び規模を維持することを基本に、区域内における総合的な行政サービスの提供を行う地域の拠点施設として、また災害発生時には地域の安心安全を守る防災拠点として、当該サービスを効率的に提供可能なコンパクトで機能的な行政事務所を整備する。

(2) 位置 旧新南陽総合支所敷地内（新西消防署建設用地を除く。）

(3) 整備方法 新庁舎の建設

(4) 機能

① 所管区域 旧新南陽市の区域

② 提供する行政サービス 現行のサービス水準を維持

[参考：平成31年4月1日現在]

【組織体制】

- ・市民福祉課 (戸籍・住民基本台帳、税、環境、収納、福祉、保険、年金ほか)
- ・地域政策課 (自治会、コミュニティ、地域づくり、災害対策、選挙ほか)
- ・教育委員会出張所 (就学援助、小中学校、青少年健全育成ほか)
- ・健康づくり推進課窓口 (母子健康手帳ほか)

【職員体制】

- ・市民福祉課 17名、地域政策課 10名、教育委員会出張所 1名、健康づくり推進課窓口 嘱託 1名

[計 29名]

2 整備計画（予定）

年 度	内 容
令和 2年度	市の基本的な方針について住民説明
	整備方針の最終決定
3年度	基本計画作成
4～5年度	基本・実施設計、造成設計、市道整備
6年度	造成工事
7～8年度	新総合支所建設工事

【整備計画図】（予定）

建設場所 ①～③のいずれか

